

第五十五号議案

江戸川区選挙長等の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

右の議案を提出する。

令和元年十一月二十五日

提出者

江戸川区長

斉

藤

猛

江戸川区選挙長等の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例
 江戸川区選挙長等の報酬及び費用弁償に関する条例（昭和三十四年四月江戸川
 区条例第三号）の一部を次のように改正する。

第一条の見出しを「（通則）」に改める。

第二条第一項中「別表の」を「別表に」に改め、同条第三項中「公職選挙法」
 の下に「（昭和二十五年法律第百号）」を加え、「報酬は」を「報酬の額は」に、
 「報酬額」を「報酬の額」に改める。

第四条中「江戸川区職員」を「職員の給与に関する条例（昭和三十年七月江戸
 川区条例第十二号）の適用を受ける職員」に改める。

別表備考中第二号を第四号とし、第一号を第三号とし、同号の前に次の二号を
 加える。

一 投票管理者の職務時間が投票時間の二分の一である場合の報酬の額は、
 八、五〇〇円とする。

二 期日前投票管理者の職務時間が投票時間の二分の一である場合の報酬の
 額は、七、五〇〇円とする。

付 則

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の別表の規定は、この条例の施行の日(以下「施行日」という。)以後その期日を公示され、又は告示される選挙について適用し、施行日の前日までにその期日を公示され、又は告示された選挙については、なお従前の例による。

(説明)

公職選挙法施行令(昭和二十五年政令第八十九号)の改正に伴い、投票管理者が交替制により従事する場合の報酬の額について定めるほか、規定を整備する必要があるので、本案を提出いたします。